

### 第143号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和  
31年足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の25」を「100分の40」に改める。

別表議員の項中「61万9,000円」を「61万5,000円」  
に改める。

第2条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の40」を「100分の25」に、「10  
0分の165」を「100分の175」に、「100分の175」を「1  
00分の180」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は同  
年4月1日から施行する。

（提案理由）

議員の議員報酬及び期末手当の額を改定する必要があるので、この条  
例案を提出いたします。